



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成28年3月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第8条の2に基づき川崎市新本庁舎整備事業に係る環境配慮計画書の写しの縦覧を次のとおり行います。

環境配慮計画書の基本的事項	環境配慮計画策定者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	事業計画の名称	川崎市新本庁舎整備事業
	事業計画の種類	高層建築物の新設 (第1種行為) 大規模建築物の新設 (第2種行為)
	1又は2以上の事業の実施が想定される区域	川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	事業計画の目的	川崎市新本庁舎の整備
	事業計画の内容	区域面積 : 約 7,825㎡ 建築面積 : 約 3,800㎡ 延床面積 : 約 63,900㎡ 建物の高さ : 約 11.6m以下 主要用途 : 庁舎 (事務所) 駐車台数 : 約 160台
	完成予定時期	平成34年度 (新本庁舎) 平成35年度 (第2庁舎跡地広場)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間 : 平成28年3月17日 (木) から 平成28年4月15日 (金) まで 時 間 : 午前8時30分から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30までも縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて標記環境配慮計画書の内容を縦覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎区役所、幸区役所及び本庁 (第3庁舎15階 環境局環境評価室)
	意見書の提出	・縦覧中の環境配慮計画書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを環境配慮計画策定者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限 : 平成28年4月15日 (金) (郵送又は持参に限る) (郵送の場合は、平成28年4月15日 消印有効) 提出先 : 川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、事業計画の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号 : 044-200-2156